

ほろかない

Public Relations Magazine

Horokanai



特集 ◆ 平成26年度決算報告

CONTENTS

- 平成26年度決算報告…2
- newsspot（ニューススポット）…6
- 町長への手紙紹介第3回…8
- マイナンバーの取扱・漏えい時の対応…9
- information…10
- 法務局からのお知らせ…11
- こんにちは保健師です…12
- 年金だより…13
- 社会教育計画…14
- NEWWIND（ニューウインド）…15
- 議会だより…16

<http://www.town.horokanai.hokkaido.jp/>

FEBRUARY 2016

2

No.722

一般会計決算の概要

平成26年度の一般会計の決算は、歳入決算額が42億1,211万6千円、歳出決算額が40億9,338万7千円となり、歳入から歳出を差し引いた収支は1億1,872万9千円の黒字となり、平成27年度会計へ繰り越しました。

これを前年度と比較すると歳入決算額は1億4千万円あまりの減(3.2%の減)、歳出決算額は5千6百万円あまりの減(1.3%の減)となりました。

※なお、今回の決算報告は地方財政状況調査などを基に作成しております。

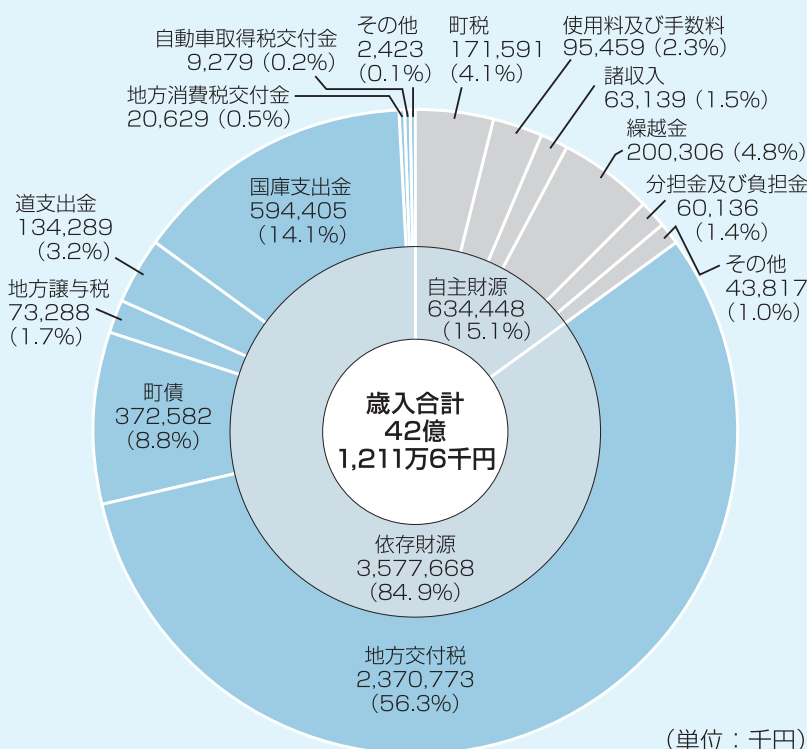
平成26年度 決算報告

平成26年度の一般会計、特別会計、病院事業会計の決算がまとまり、平成26年第3回町議会定例会(平成27年12月17日開催)で認定されましたのでお知らせします。

歳入の状況

25年度・26年度との比較 (単位: 決算) : 千円
比較増減率%

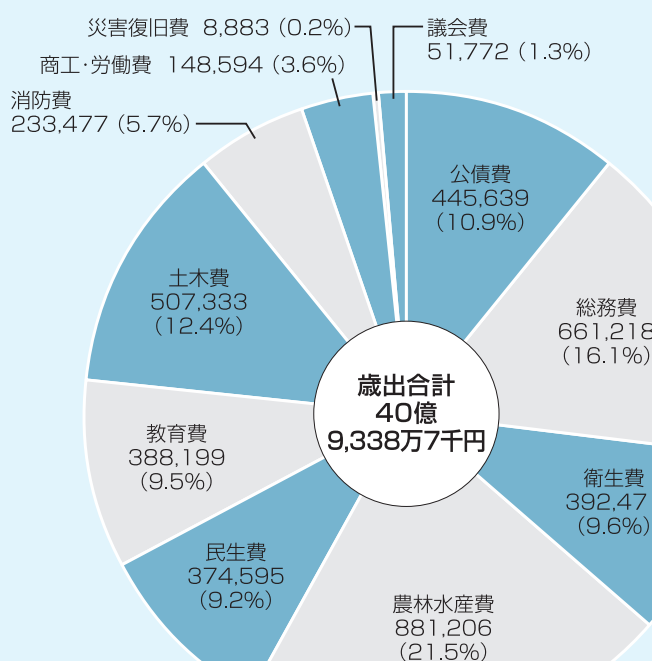
区 分	26年度決算	25年度決算	比較増減率
町 税	171,591	168,409	1.9%
使用料及び手数料	95,459	128,884	-25.9%
諸 収 入	63,139	70,391	-10.3%
繰 越 金	200,306	177,127	13.1%
分担金及び負担金	60,136	29,906	101.1%
そ の 他	43,817	46,005	-4.8%
地 方 税 金	2,370,773	2,565,676	-7.6%
町 債	372,582	412,703	-9.7%
地 方 譲 与 税	73,288	77,066	-4.9%
道 支 出 金	134,289	159,980	-16.1%
国 庫 支 出 金	594,405	474,030	25.4%
自 動 車 取 得 税 金	9,279	20,210	-54.1%
地 方 消 費 税 交 付 金	20,629	16,971	21.6%
そ の 他	2,423	2,149	12.8%
合 計	4,212,116	4,349,507	-3.2%
自主財源	634,448	620,722	2.2%
依存財源	3,577,668	3,728,785	-4.1%



歳出の状況

25年度・26年度との比較 (単位: 決算) : 千円
比較増減率%

区 分	26年度決算	25年度決算	比較増減率
公 債 費	445,639	654,755	-31.9%
総 務 費	661,218	728,392	-9.2%
衛 生 費	392,471	352,905	11.2%
農 水 産 費	881,206	721,437	22.1%
民 生 費	374,595	349,912	7.1%
教 育 費	388,199	554,090	-29.9%
土 木 費	507,333	425,349	19.3%
消 防 費	233,477	158,723	47.1%
商 工 ・ 労 働 費	148,594	150,342	-1.2%
議 会 費	51,772	53,296	-2.9%
災 害 復 旧 費	8,883	0	皆増
合 計	4,093,387	4,149,201	-1.3%



梶加内町の財政状況を家庭の家計に例えてみると

梶加内町の一般会計と家庭の家計では金額やお金の使い方に大きな違いがあるため、単純に比較することは出来ませんが、決算を身近なものにさせていただくため、主な職業別、項目別に例えて、平成26年度の一般会計決算を実際の千分の一に置き換えた、年間収入を421万円、年間支出を409万円として表してみました。

収 入

【単位：万円】

	農 家	商 店	サラリーマン	26年度	25年度	町の決算【科目名】
①	農産物販売代金	商品販売代金	給料【基本給】	37	35	・町税 ・繰越金
②	交付金等	グループ企業支援金	給与【各種手当】	319	331	・譲与税 ・交付税 ・交付金 ・国庫支出金 ・寄付金 ・道支出金
③	農地賃貸料	建物土地賃貸料	家賃収入	26	25	・分担金負担金 ・使用料、手数料 ・諸収入
④	借入金	借入金	借金	37	41	・町債
⑤	貯金の引き出し	貯金の引き出し	貯金の引き出し	2	3	・繰入金
合 計				421	435	

支 出

【単位：万円】

	農 家	商 店	サラリーマン	26年度	25年度	町の決算【科目名】
①	雇人費	雇人費	食費	55	55	・人件費
②	肥料代・農具代 農薬代	仕入れ代 電気・水道料	電気・水道料等 日常生活費	69	55	・物件費
③	医療費 保育費	医療費 保育費	医療費 保育費	11	12	・扶助費
④	制度資金 返済金	制度資金 返済金	借金返済金	45	65	・公債費
⑤	トラクター修繕費	店舗・車修繕料	家・車の修理代	17	17	・維持補修費 ・災害復旧費
⑥	土地改良区賦課金 共済費	商工会負担金	町内会費 お祝い金等	77	68	・補助費 ・負担金
⑦	子供への仕送り	子供への仕送り	子供への仕送り	18	16	・繰出金
⑧	土地 トラクター購入費	店舗増改築 車購入費	家の増改築 車購入費等	101	91	・建設事業費
⑨	貯金 農協出資金	貯金 投資	貯金 投資	16	36	・積立金 ・貸付金
⑩	合 計			409	415	



ほろみんなが教える家計の特徴

・今年の収入は昨年と比べても大きな増減はありませんでしたが、②の交付金等の金額が前年より12万円ほど減少をしてしまい、その結果昨年より少ない収入でやりくりをしていくこととなりました。

・支出も収入同様に今年は昨年と比べて大きな増減はありませんでしたが、物価上昇に伴う、②の肥料代や仕入れ代の上昇が見られたほか、⑧の車や家の増改築費用が前年より多くなりました。しかしながら借金の返済に若干の余裕が見られたため、相対してみると409万円の支出に抑えることが出来ました。

今年1年間は収入と支出のバランスのとれた家計となり、その結果収入から支出を差し引くと12万円の黒字となり、翌年の生活の為に繰り越すことが出来ました。

各種グラフで見る！ 幌加内町の財政状況推移

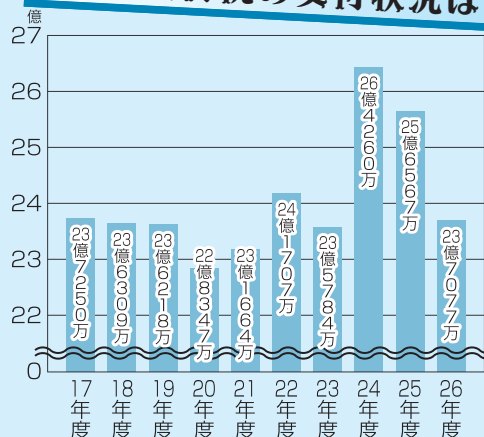
皆さんが興味のある地方交付税や町債（町の借金）、基金（町の貯金）のこの10年の推移をグラフで見てください。

幌加内町の一般会計歳入総額の56%（平成26年度）を占める「地方交付税」は、自主財源の確保が難しい本町の最も貴重な財源であり、財政の「要」といえます。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスを提供できるよう財源を保障し、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を国が地方公共団体に対して交付するもので、ここ10年では横ばいで推移しています。

また、町民一人あたりに換算すると（平成26年末人口1,582人）約150万円交付されている計算になります。

地方交付税の交付状況は？



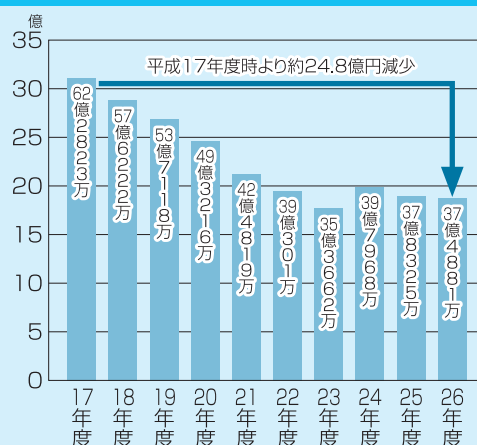
町債（町の借金）の残高は？

社会資本の整備や大型の公共事業等を実施する場合、起債という長期にわたって返済を行なう借入金を活用し、資金調達を行います。

平成26年度の町債の残高は、約37.4億円で、ここ10年では約24.8億円の減少となりました。

今後も町債発行の抑制や効率的な起債償還につとめ財政の健全化を図ります。

また、町民一人あたりに換算すると（平成26年末人口1,582人）約237万円の借金があるという計算になります。

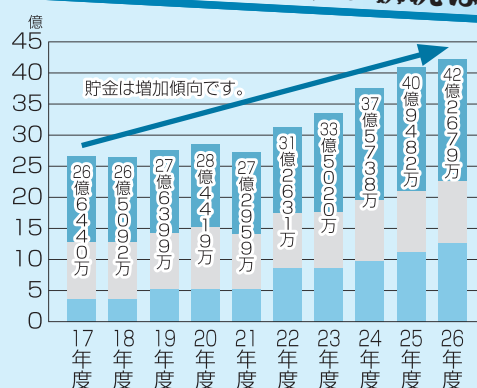


基金（町の貯金）の状況は？

基金（町の貯金）は、財源が不足する年度に年度間の不足を補う「財政調整基金」と町債（まちの借金）の償還財源を確保し借金の返済に充てる「減債基金」、また、使用目的が決まっている「特定目的基金」があります。

この10年間では行財政改革の取り組みにより、基金（町の貯金）が年々増えつつあります。

また、町民一人あたりに換算すると（平成26年末人口1,582人）総額で約267万円の貯金がある計算になります。



	平成17年度 (千円)	平成18年度 (千円)	平成19年度 (千円)	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	平成23年度 (千円)	平成24年度 (千円)	平成25年度 (千円)	平成26年度 (千円)
財政調整基金	376,579	376,872	526,967	528,879	532,364	864,058	870,007	971,143	1,117,187	1,271,320
減債基金	907,381	908,252	910,596	993,924	879,970	884,570	888,164	991,418	993,368	993,150
その他特定目的基金	1,380,438	1,365,798	1,326,429	1,321,394	1,317,251	1,377,678	1,592,026	1,794,815	1,984,268	1,962,320
積立金現在高(合計)	2,664,398	2,650,922	2,763,992	2,844,197	2,729,585	3,126,306	3,350,197	3,757,376	4,094,823	4,226,790

特別会計・企業会計決算報告

町には普通会計のほか特別会計と公営企業会計があり、どの会計も私たちの暮らしを支えるのに役立っています。

近年は普通会計だけでなく、特別会計や企業会計の財政の健全度が非常に重要視されています。

特別会計の決算状況

○特別会計とは特定の事業のために一般会計とは別に保険料や使用料など特定の収入により運営する会計です。本町の特別会計につきましては赤字になるものはありませんでした。

国民健康保険特別会計

疾病や負傷などをした場合に必要な給付を行う医療保険

歳入：2億4,551万4千円
(前年比5.0%増)
歳出：2億4,510万円
(前年比5.0%増)
歳入—歳出 41万4千円

歳入と歳出の差引残高は41万4千円となり全額平成27年度会計へ繰越しました。

後期高齢者医療特別会計

原則75歳以上が加入する後期高齢者医療制度による各種給付

歳入：2,721万1千円
(前年比3.5%減)
歳出：2,685万3千円
(前年比2.8%減)
歳入—歳出 35万8千円

歳入と歳出の差引残高は35万8千円となり、全額平成27年度会計へ繰越しました。

介護保険特別会計

要介護認定業務や各種介護保険サービスの給付

歳入：2億553万5千円
(前年比0.4%増)
歳出：1億9,500万5千円
(前年比3.6%減)
歳入—歳出 1,052万9千円

歳入と歳出の差引残高は1,052万9千円となり、全額平成27年度会計へ繰越しました。

簡易水道事業特別会計

町内各地区への飲料水の供給

歳入：6,153万7千円
(前年比3.6%の増)
歳出：6,153万7千円
(前年比3.6%の増)

下水道事業特別会計

家庭などから出た汚水の処理や浄化

歳入：7,352万8千円
(前年比14.0%の増)
歳出：7,352万8千円
(前年比14.0%の増)

奨学資金特別会計

各種学校に入学する方に対しての資金貸与・支給

歳入：388万8千円
(前年比12.0%減)
歳出：388万8千円
(前年比12.0%減)

公営企業会計の決算状況

○企業会計とは民間企業のように事業収益により運営するものです。本町では町立病院の運営がこれにあたります。本年度の病院事業会計は赤字決算となりました。



病院会計 (収益収支)

収益的収入と収益的支出の差引きは2,172万円の赤字となり、前年度未処分利益剰余金を用いて対応しました。

収益的収入：3億8,940万7千円
(前年比4.0%の増)
収益的支出：4億1,112万7千円
(前年比8.1%の増)
収入—支出 -2,172万0千円



宮下 卓久氏
(字幌加内)

町青少年育成町民会議会長や町体育指導委員会委員などを歴任され、町勢発展に大きく寄与されました。



高山 友樹氏
(字朱鞠内)

深川地区消防組合幌加内消防団団長や町固定資産評価審査委員会委員などを歴任され町勢発展に大きく寄与されました。

町功労章受章



山本八重子氏
(字幌加内)

永年にわたり市街地において食堂を経営され、現在は後継者に経営移譲されましたが、その経営により、本町の産業に多大な貢献をされました。

産業貢献章受章



竹之内 博氏
(字政和第一)

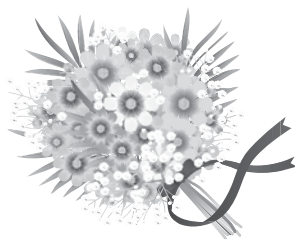
永年にわたり、深川地区消防組合幌加内消防団団員として活躍された他、平成二十年からの六年間は同団の第一分団分団長を歴任され、町勢発展に大きく寄与されました。



町功労者

産業貢献者表彰

平成二十七年年度幌加内町功労者・幌加内町産業貢献者表彰式が一月二十日(水)町民研修センター「住民研修室」で行われ、町勢の発展や地方自治の振興に尽力された三名に町功労章が、産業の振興発展に尽力された一名に産業貢献章が細川町長から贈られました。



平成28年 深川地区消防組合 幌加内消防出初式

平成28年深川地区消防組合幌加内消防出初式が1月8日(金)、消防庁舎及び役場周辺において消防団員や職員など関係者約80名が参加し実施されました。

雪が降りしきる生憎の天候となりましたが、式典では細川町長が「昨年は二件の火災が発生したが、今年は気持ちを新たに無火災日を積み重ねていかなければならない」と挨拶しました。また、観閲や役場周辺に会場を移して消防団員や消防車両による分列行進が披露されました。



幌加内剣道連盟と 少年団が鏡開き



幌加内剣道連盟(番水一光会長)と幌加内町剣道スポーツ少年団の鏡開きが1月16日(土)に開かれ剣士など約30人が参加し、今年一年の健康と健康を祈願しました。鏡開きでは少年団を代表して、森崎真結子団長が鏡餅の前に進み「やあっ!」と気合を込めて刀を振り下ろしました。初稽古後、剣道連盟会長杯大会が行われ新年から選手同士の激しい打ち合いが展開されました。大会後は少年団父母の会が準備した雑煮やお汁粉などがふるまわれ参加者全員で味わいました。





幌加内町成人式

一月十日（日）生涯学習センターにおいて、幌加内町成人式がおこなわれました。今年は平成七年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた方十名（男性六名、女性四名）が対象となり、当日は男性五名、女性三名の八名が出席しました。

式典では細川町長が新成人の方が生まれた二十年前の阪神淡路大震災やJR深名線廃止に触れ、「社会情勢は毎年、刻々と変わっているが、厳しい現実の社会においては常に自分の行動に責任を持つことが最も肝要なことではないだろうか」と挨拶し、新成人の門出を祝いました。



小中学生書初め大会

1月12日（火）、生涯学習センターにおいて恒例の小中学生書初め大会が開催されました。

今年は小学1年生から中学3年生までの40名が参加しました。参加者は各学年により異なる課題に対して、気持ちを集中させ半紙に向き合い、筆を走らせていました。

なお、各部門の優秀賞・最優秀賞は以下の通りです。

◇小学校低学年の部	優秀賞	北村 柚乃さん
◇小学校中学年の部	優秀賞	菅原 悠斗君
◇小学校高学年の部	最優秀賞	坂本龍志郎君
	優秀賞	竹村 現了君
◇中学生の部	最優秀賞	竹村 正観君
	優秀賞	有働 薫さん



世代間交流体験事業 「百人一首に チャレンジしよう！」



1月13日（水）、幌加内町高齢者コミセンにおいて、世代間交流体験事業「百人一首にチャレンジしよう！」が開催されました。この日は小中学生や高齢者約30名が参加し、高齢者が小中学生に札の取り方やルールを教えながら、交流を深めていきました。

最初是中々読まれる札にすぐには反応できないこともありましたが、時間の経過とともに徐々に百人一首にも慣れ、取れる札も多くなっていきました。



町長への手紙

第3回手紙内容紹介



手紙①

ボランティア活動の方に表彰をしてみても？



お答え①

各分野においてボランティア活動に携わっていただき大きな成果を挙げていることに對して心より敬意を表する次第です。

ボランティア活動に関しては、それぞれのボランティア団体（活動）の趣旨を理解し、自らが社会貢献、地域貢献、スポーツ貢献、福祉貢献など、奉仕の心（意志）を持ち活動し充実した日を送るものであり、まさに協働、共助の精神であると考えております。

それらで活動をされている方については、対価などを求めて活動されているものではなく、「皆さんが喜んでくれる。」



手紙②

一昨年の大雨では、堤防の決壊の可能性もあり、避難訓練をやってはどうか？



お答え②

どのような災害規模・どういった避難訓練にするかを含めて最初から大規模な訓練は難しいと思いますが、住民・要援護者を含めた避難訓練は地域の集会を活用した机上訓練なども想定し、実施にむけて取り組んで行きたいと思えます。



自分が社会に役立っている。」ことが、何よりも代えがたい活動の源であるとの思いで活動されているものと思います。表彰につきましては、活動分野により、体育協会、文化連盟、社会福祉協議会など各種団体から推薦を受けるなどを経て表彰するべきものではないかと考えます。町としましては、活動を行う上で、必要なことがあれば支援をしていきたいと考えております。今回のご意見に對しましては、活動をされている方々の励みにもなるかと思えます。是非町民に對しても周知し、頑張っている方々を支援していただけるようにご紹介をしたいと思えます。

今後よりよいまちづくりのため、皆さんのご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。※詳細は昨年8月発行の広報ほろかないをご覧ください。なお、次の場合は、回答を求められても回答出来ませんので予めご了承ください。

1. 特定の個人や団体の誹謗・中傷及びプライバシーに関する内容
2. 特定の個人や団体の営利を目的としたもの（宣伝・広告等）とされる内容
3. 思想や宗教に関する内容
4. その他、本来幌加内町が回答すべきでないと思われるもの。

【お問い合わせ先】

役場地域振興室 電話35-2121

双葉保育園の入所募集

平成28年4月から、双葉保育園に入所を希望する園児を募集致します。

町では子育て環境の向上を図るため保育料の無償化を実施しています。

新規で入所を希望される場合は「アルク」しあわせ福祉係で申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、期日までに提出してください。

また、現在双葉保育園に入所されている園児が、継続して入所する場合にも申請書の提出が必要となりますので、忘れずに提出してください。

なお、保育の要件に該当しないと判断される場合は、入所が認められないことがありますのでご了承ください。

【申込期限】

平成28年2月26日（金）まで

【申込場所】

現在入所中で継続する場合…

双葉保育園

新たに入所を希望する場合…

保健福祉課しあわせ福祉係

【お問い合わせ先】

保健福祉課しあわせ福祉係

（電話35-3090）





事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
 - ・マイナンバーを取り扱う際には、4つのルールを守りましょう！
- ①取得・利用・提供のルール～個人番号の取得・利用・提供は法令で決められた場合だけでこれ以外では「取れない」「使えない」「渡せない」
 - ②保管・廃棄のルール～必要がある場合だけ保管。必要がなくなったら廃棄。
 - ③委託のルール～委託先を「しっかり監督」、再委託は「許諾が必要」
 - ④安全管理措置のルール～漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」



取得にあたっては

- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。
- ①マイナンバーが間違っていないかの確認 ⇒
マイナンバーが書いてある「通知カード」や「個人番号カード」で確認
 - ②身元の確認 ⇒ 顔写真が付いている「個人番号カード」又は「運転免許証」などで確認
- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。
 - ・マイナンバーを取り扱う者、取扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には…

1. 事業者において講ずることが望まれる措置

- (1) 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表

※マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

2. 個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

- ①個人情報保護委員会に報告する場合～個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、**速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告**するよう努めてください。

※影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

- ②個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合～所管官庁のガイドライン等に従って、報告してください。（所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、①の報告は不要です。）詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト（<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>）をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 へ

第5回

北海道インターネット
公売のお知らせ

北海道では、ヤフー株式会社
が提供するインターネットオー
クシヨンステムを利用して、
道税の滞納により差し押さえた
自動車や動産等の公売を実施し
ます。

○公売参加申込期間

平成28年2月16日（火）13時
から2月26日（金）23時までの
11日間

※上記期間中、インターネット
上で公売参加の申込みができま
す。

○入札期間

動産

平成28年3月4日（金）13
時から3月6日（日）23時
までの3日間
不動産

平成28年3月4日（金）13
時から3月11日（金）13時
までの8日間

※不動産については、実施しな
い場合があります。

○その他公売財産の詳細や下見
会の案内などは、次のホーム
ページで確認できます。

＜ホームページアドレス＞
・道税ホームページのインター
ネット公売のページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/internetkoubai/index.htm>

・官公庁オークションのページ
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

・ホームページアドレス
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

【お問い合わせ先】

北海道総務部財政局税務課納
税推進グループ
☎011-204-5061
(ダイヤルイン)

北海道総務部財政局税務課納
税推進グループ
☎011-204-5061
(ダイヤルイン)

危険物取扱者試験の
お知らせ

平成27年度の第5回危険物取
扱者試験を実施します。

1. 試験日
平成28年3月27日（日）
2. 試験の種類及び試験地
乙種第4類・丙種、札幌市

3. 願書受付期間
(書面)
平成28年2月22日（月）～
同年2月29日（月）
(インターネット)

平成28年2月19日（金）～
同年2月26日（金）
4. 願書提出先
(一財) 消防試験センター北
海道支部
〒060-8603
札幌市中央区北5条西
6丁目2-2

札幌センタービル12階
☎011-205-5371
インターネットによる受検申
請は、(一財) 消防試験研究セ
ンターのホームページ
<http://www.shoubo-shiken.or.jp/> をご覧ください。

【お問い合わせ先】
北海道総務部危機対策局危機
対策課
☎011-204-5009

犬や猫などの愛護動物を遺棄
することは、動物の愛護及び管
理に関する法律第44条第3項の
規定により、100万円以下の
罰金を科せられる「犯罪」にあ
たります。やむを得ない事情で
愛護動物の飼育が困難な場合
は、知人・友人に新しい飼い主
を紹介してもらったり、ボス

動物を遺棄することは
犯罪です

犬や猫などの愛護動物を遺棄
することは、動物の愛護及び管
理に関する法律第44条第3項の
規定により、100万円以下の
罰金を科せられる「犯罪」にあ
たります。やむを得ない事情で
愛護動物の飼育が困難な場合
は、知人・友人に新しい飼い主
を紹介してもらったり、ボス

士別警察署かわら版

落水雪事故に注意！

例年2月は、寒暖差が大きくなり、屋根の雪が
落ちて下敷きになったり、雪下ろし作業中の転落
事故が発生しています。

- ◆屋根の雪やつらは早めに下ろす
- ◆危険な軒下を歩かない
- ◆子供達を落水雪の危険がある場所で遊ばせない
- ◆除雪機による除雪は安全を確かめながら行う
等に注意して、事故を防ぎましょう。

士別警察署 ☎23-0110

ターを掲示して飼い主を募集す
るなど、自ら新しい飼い主を探
すことが飼い主の責務です。
参考ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/aigo/sutepet.htm>

【お問い合わせ先】

北海道環境生活部環境局生物
多様性保全課動物管理グループ
☎011-204-5205

お詫びと訂正

広報ほろかない1月号新
年名簿内において一部記載
に誤りがありました。正し
くは左記の通りとなります。
お詫びして訂正します。

人権擁護委員

誤) 竹村 見吾

正) 水上 尚澄

身体障害者福祉協会 (追加)

副会長 加藤 實

老人クラブ連合会 (追加)

理事 日野 昭

旭川地方法務局からのお知らせ

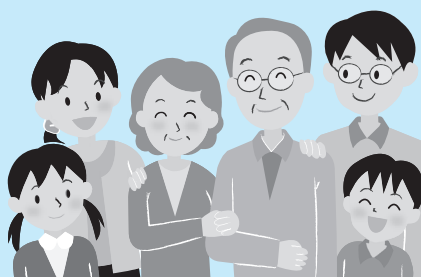
今回は「親から支援を受けていた場合の相続」です。

Q 先日父が亡くなり、父の財産を私と兄の2人で相続することになりました。
兄は大学を4年間通い、父がその授業料を全額負担していたほか、兄が結婚した際に父から結婚資金をもらっています。兄は「父の財産を法定相続分（各2分の1）のとおりに分割しよう。」と提案してきます。私は、父から何ももらっていないのに、兄と相続分が同じなんて納得ができません。この場合、相続分はどうなりますか？

A あなたの兄が受ける相続分は、あなたよりも少なくなる可能性があります。
民法第903条では亡くなった人（被相続人）から遺贈を受けた相続人、被相続人から結婚のため又は生計の資本として贈与を受けた相続人がいるときは、被相続人が有した相続開始時の相続財産にその贈与の財産を加えたものを全相続財産として最終的な相続分を算定すると定めています。

つまり、被相続人から生前に結婚資金等をもらった相続人は、被相続人から受けた財産分だけ相続分が少なくなるということになります。被相続人から生前等に特別な財産を受けている相続人のことを「特別受益者」といいます。特別受益者と認められるためには、結婚資金としての贈与や生計の資本（マイホーム取得の補助等）としての贈与などの実態を考慮した上で、被相続人から特別の財産を受けていると判断されることが必要となります。ただし、例えば単に「大学の学費を支払ってもらっているから不公平だ」と主張するだけでは、親の扶養義務の範囲内と判断され、特別受益者として認められない場合もあります。

今回のケースでは、大学4年分の学費は、親の扶養義務の範囲であり特別受益には該当しないと思われますが、結婚資金として受領した費用は、特別受益として認められる可能性があります。なお、特別受益の確定は、原則として共同相続人間の協議で行われます。仮に協議が調わないときは、家庭裁判所に審判を求めることができます。



ご不明な点は

旭川地方法務局 ☎ 0166-38-1111 までお問い合わせください。

血圧測定のコツを

高血圧が引き起こす病気は、脳卒中や心臓病など様々です。ふだんの血圧を知っていれば、治療の必要性を確認したり、生活習慣を見直すきっかけになり、予防行動につながります。また、血圧の治療をしている方は、薬が自分の体にあっていかなどを確認することができます。ふだんの血圧の状態を知ることが大切ですので、血圧を正しく測り、血圧測定のコツをつけましょう。



●測定する時間を考える

血圧は常に変動しているため、一日中血圧が一定という方はいません。多くの方が、夜眠っている間は血圧が低くなり、朝目覚める頃に高くなってきます。

基本的には、**1日2回朝と夜に測るのが良い**です。

朝	・起床後1時間以内 ・朝食の前 ・トイレに行った後 ・薬を飲む前
夜	・寝る直前 ・入浴や飲酒の直後は避ける

※夜は入浴や飲酒の直後は避け、寝る直前に測るようにしましょう。環境を変えず、同じ条件で測定することが大切です。

●測定のコツ

※リラックスした状態で測定する

・動いた直後などは血圧が安定しないことがあります。落ち着いた状態で測りましょう。

※腕は胸くらいの高さになるように測定する

・上腕と手首で測定するタイプがあり、手首で測るタイプは上下の差がでやすいので注意が必要です。

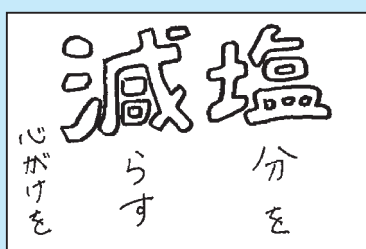
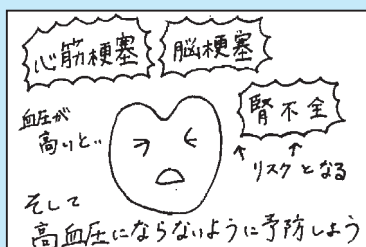
※薄手のシャツなら着たまってもよい

・地肌に巻くのが理想ですが、毎回脱ぐのは大変です。セーターなど厚みのある服は脱ぐようにしましょう。

健康まんが

第195回

「血圧測定で健康管理を」



血圧は環境の影響を受けやすく、緊張や精神状態の変化によって、家庭より病院で測る方が高くなる場合が多いです。そのため、右のように基準値が異なります。基準値を目安に測定し、基準値を超えることが多い方は、医師に相談しましょう。

高血圧の基準値		
病院で測定	収縮期	拡張期
	140 以上	90 以上
家庭で測定	収縮期	拡張期
	135 以上	85 以上

高血圧治療ガイドライン 2014 参照

3月の健康カレンダー

●乳幼児・児童に関する行事

乳幼児健診	16日(水)	保健福祉総合センター	受付 12:30 ~
子育て教室	17日(木)	農業活性化センター	10:00 ~ 11:30
乳幼児予防接種	1日(火) 8日(火) 15日(火) 22日(火) 29日(火)	町立病院	15:00 ~ 16:30

●成人・老人に関する行事

老人健康相談	2日(水)	母子里老人クラブ	10:00 ~ 11:00
	9日(水)	添牛内老人クラブ	10:00 ~ 11:00
	10日(木)	幌加内老人クラブ	10:00 ~ 11:00
	14日(月)	政和老人クラブ	10:00 ~ 11:00
	23日(水)	朱鞠内老人クラブ	10:00 ~ 11:00



○母子健康手帳および妊婦一般健康診査受診票の交付は、アルクで行っております。妊娠がわかりましたら、早めに交付を受けてください。また、来所の前にアルクへご連絡いただくと交付がスムーズです。

○肝炎ウイルス検診を実施しています。対象者は、40歳以上の方で過去に検診を受けられたことのない方です。検査を希望される方は、事前にアルク保健師までご連絡ください。

連絡先：保健福祉総合センター アルク TEL 35-3090

こんなときには 届出が必要です



国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20 歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第 1 号被保険者となります。	・印鑑 (本人自署の場合は不要)	住所地の市区町村
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第 2 号被保険者から第 1 号被保険者になります。 (第 3 号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市区町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金や共済年金を辞めたとき	第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市区町村

◎第 3 号被保険者の届出

第 2 号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者は、第 3 号被保険者として国民年金に加入することになり、加入手続きは、第 2 号被保険者の勤務先を経由して行うことになります。

なお、国民年金保険料は、第 2 号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

※第 3 号被保険者に該当したときの届出以外に、第 2 号被保険者が**転職や退職したとき、住所に変更があったとき**にも届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第 2 号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第 2 号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第 2 号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第 2 号被保険者が 65 歳になったとき	第 3 号→第 1 号	住所地の市町村
・本人（第 3 号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第 3 号→第 2 号	勤務先
・配偶者である第 2 号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合）	第 3 号→第 3 号 (種別は変わりませんが届出は必要)	第 2 号被保険者の勤務先
・本人の住所が変わったとき	_____	第 2 号被保険者の勤務先

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課年金係(35-2124)へお問い合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 電話：0166-25-5589



幌加内町教育委員会では幌加内町第9次社会教育中期計画を策定しました。
詳細につきましては、下記のとおりとなっていますのでよろしくお願いします。

いきいきと学べる生涯学習の推進 と やさしさあふれる交流から生まれる心豊かな人づくり

教育委員会では…

学びから行動へ。
いきいきと学び、学びあうことができる
学習機会の提供。

私たちが学んだ事を
町のために活かせる
ような機会が
欲しいなあ



こんなことを
していきます！

- ①異世代交流や土曜日の学習教室やスポーツ教室等を通し、子どもたちの多種多様な体験活動をサポートします。
- ②あらゆる機会や場所で、あらゆる世代が読書に親しむことができるよう、読書環境の整備に努めます。
- ③変化する子どもたちを取り巻く様々な問題を、家庭や地域が共有できるよう、啓発や学習機会の提供に努めます。
- ④地域の指導者と連携した事業を充実し、子ども達の学びを支える人材を育成します。
- ⑤地域のよさや課題に対応した学習活動の機会の提供に努めます。
- ⑥関係部局と連携し、超高齢社会に対応する学習の推進を図ります。
- ⑦学びで得た知識や知恵を地域に生かすことができる取り組みをサポートします。
- ⑧窓口サービスの強化や様々な媒体の活用により、情報提供と相談体制の充実を図ります。
- ⑨地域の指導者の養成・発掘に努め、地域指導者を活用した事業展開を図ります。

教育委員会では…

やさしさと交流から生まれる感動。
豊かな心を養う
芸術文化に触れる機会の提供。

仲間と一緒にいろいろな
作品を作りたいなあ
芸術作品なんかもみんなと鑑賞
して、感動を共有したいなあ



こんなことを
していきます！

- ①地域内外の情報収集、発信を強化し、すべての人が芸術文化に出会う機会をサポートします。
- ②多様な交流や文化を創造できるよう、町外からの参加を促進した事業展開を図ります。
- ③生涯学習センターを拠点に施設を提供し、文化芸術活動をサポートします。

教育委員会では…

町民皆スポーツ。
地域性を活かした
活力あるスポーツ活動の推進。

運動不足の解消をしたい！
いつまでも健康でいたい！
運動するきっかけが欲しいなあ



こんなことを
していきます！

- ①各種スポーツ団体・サークル等の自主的活動の支援に努めます。
- ②各種スポーツ団体・サークル、学校と連携した事業を展開します。
- ③様々な部局と横断的に連携し、地域の資源を生かしたスポーツ、レクリエーション事業の構築を図ります。
- ④町民の生涯スポーツの推進、青少年のスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

教育委員会では…

楽しく充実した学び。
持続性ある学習環境の整備。

楽しく学んだり、
体を動かせる
場所が欲しいなあ



こんなことを
していきます！

- ①町民ニーズの多様化に対応するため、部局間の連携を強化し、利用の利便性を強化します。
- ②施設の適切な管理・運営に努めます。
- ③施設の有効利用を推進します。
- ④効率的な施設運営を検討します。

■ほろたちスキー場 2月・3月の営業日のご案内

ほろたちスキー場では、2月22日（月）よりスキー場閉鎖までの期間、毎週月・火・水・木曜日を休業日いたします。

【営業時間】 9：00～16：00

※積雪等の状況により変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【営業日カレンダー】

平成 28 年 2 月							平成 28 年 3 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6						4	5
7	8	9	10	11	12	13	6	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	20	21	22	23	24	25	26
28	29						27	28	29	30	31		

印は営業日、印は休業日です。

【問 合 せ】 ほろたちスキー場（TEL 0165-35-3410）

■幌加内町成人大学講座第5講 包括地域ケア・地域支え合い 体制づくり講演会

少子高齢化、核家族化、人口減少などにより、多くの面で地域の支えが必要になっています。しかし、これまでのような行政依存型の制度ではもう支えることはできません。

住み慣れた地域で安心して暮らすために「ひとりひとり」が「地域」でできることはないでしょうか？高齢になってもより楽しく充実した毎日を過ごしてもらうため、そして、過ごすためにはどのようなことが必要なのでしょう？

それぞれの立場で、地域支え合いについて考えてみましょう！

【日 時】 平成 28 年 2 月 27 日（土）
14：00～15：45（受付 13：30～）

【会 場】 幌加内町生涯学習センター
「ふれあいホール」

【内 容】 「地域支え合い体制づくりとは？」
～住み慣れた地域で安心して暮らすために～

【講 師】 医療法人社団 豊生会
地域包括ケア推進部推進担当部長
倉 貴 元 美 氏

【申込み】 2月23日（火）までに保健福祉課あんしん介護係へ電話、もしくは参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込み下さい。



図書室だより



◆今月の新しい本

- ・ 真実の10メートル手前 米澤穂信／著（東京創元社）
- ・ 獅子吼 浅田次郎／著（文藝春秋）
- ・ ロング・ロング・ホリディ 小路幸也／著（PHP研究所）



◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 生涯学習カレンダー ◆ ◆ ◆ ◆ ◆				
2月	16日（火）	おはなしびびよ	子育て支援センター	11：00～
	25日（木）	チビッツ英語クラブ	アトリエ	1年生 15：15～ 2、3年生 16：00～
	26日（金）	チビッツ英語クラブ	アトリエ	4～6年生 15：40～
	27日（土）	おはなしにここ 幌加内町成人大学講座第5講 「地域包括ケア・地域支え合い体制づくり講演会」	図書室 ふれあいホール	11：00～ 14：00～
3月	1日（火）	幌加内高等学校卒業式		
	8日（火）	おはなしほかほか	みゆき保育所	10：00～
	12日（土）	わくわく体験教室「わかさぎ釣り」 幌加内中学校卒業式	朱鞠内湖	8：00～
	15日（火）	おはなしびびよ	子育て支援センター	11：00～
	17日（木）	チビッツ英語クラブ	アトリエ	1年生 15：15～ 2、3年生 16：00～
	18日（金）	チビッツ英語クラブ	アトリエ	4～6年生 15：40～
	19日（土）	幌加内小学校卒業式		
	26日（土）	おはなしにここ	図書室	11：00～

議会だより

No.182

編集：議会広報特別委員会

平成27年 第5回臨時会(11月4日)

平成27年第5回臨時会が11月4日に開催され、議案1件が提出され原案のとおり決定し、同日に閉会した。

平成27年 第4回定例会(12月17日)

平成27年第4回定例会が12月17日に開催され、同意3件、諮問1件、報告4件、議案11件、意見書1件、発議2件が提出され、原案のとおり決定し、同日に閉会した。なお、陳情1件が、不採択となった。



●こんなことが
決まりました●

第5回臨時会を開催！

(H27年11月4日)

補正予算

○27年度一般会計補正予算(第5号)

中山間地域等直接払補助金や担い手経営発展支援事業補助金の追加、またH27年9月23日の営業終了後に発生した町民保養センターの盗難被害による修繕及び防犯強化等で、総額915万5千円を追加した。

第4回定例会を開催！

(H27年12月17日)

陳情

○北海道の子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書採択の陳情

産建文教常任委員会へ付託し、協議の結果、不採択とした。

同意

○町功労者顕彰条例による表彰被表彰者は高山友樹氏、宮下卓久氏、竹之内博氏とした。

諮問

○人権擁護委員の推薦

竹村見吾氏に決定した。

任期：H28年4月1日～

H31年3月31日

新規条例

○幌加内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

番号法では基本的に国が法律を定めているが、町が独自に利

用する場合は、条例で規定することが必要のため、左記の3件の事務利用のため条例を整備した。

●幌加内町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務

●幌加内町賃貸住宅設置条例による賃貸住宅の管理に関する事務

●幌加内町乳幼児等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務

条例改正

○町税条例の一部を改正

地方税法の一部を改正する法律等の公布により、徴収の猶予をする場合における納付方法の見直し、徴収の猶予を申請する場合の申請手続等の整備等を改正した。

○町介護保険条例の一部を改正

番号法の関係で法施行に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免申請に個人番号が必要とされたことから、申請書への記載事項に個人番号の文言を追加し改正した。

○町営住宅管理条例の一部を改正
公営住宅わかば団地2棟8戸
の新設に伴い、新設住宅を追加
し改正した。



公営住宅わかば団地

計画変更

○町過疎地域自立促進市町村計画の変更
朱鞠内診療所に配備する携帯型超音波画像診断装置購入事業を追加した。

補正予算

○27年度一般会計補正予算（第6号）
地域集積協力金交付事業補助金や耕作者集積協力金交付事業補助金など1億6186万3千円を追加し総額47億7933万5千円とした。

○27年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
国庫支出金返還金や養給付費国庫負担金返還金など2039万3千円を追加し総額2億8588万7千円とした。

○町議会会議規則の一部を改正
出席の場合における議会欠席の届出に関する規定を加えた。

○町議会傍聴人規則の一部を改正
議会の傍聴席に持ち込むことを禁止している「つえ」を規則から削除した。

○27年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
次年度に診療所へ移行するにあたり、既存の病院施設を取り壊しに際し、アスベストの有無を確認する必要があることから調査費等を含め87万3千円を追加し総額4億3942万2千円とした。

○27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
委託料や事業の執行残の整理で157万8千円を減額し総額6592万9千円とした。

○下水道事業特別会計補正予算（第3号）
委託料や事業の執行残の整理で123万3千円を減額し総額7182万9千円とした。



意見書を提出

○衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書

北海道は、平成21年3月に地方自治法第155条に基づく支庁設置条例の改正を行い、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」を平成22年4月に施行されたが、その際に幌加内町と、当時、留萌管内（現宗谷管内）の幌延町の所管区域が変更となった。

本町にあつては、北海道第10区の空知支庁所管区域から北海道第6区の上川総合振興局所管区域に、幌延町は、北海道第10区の留萌支庁所管区域から北海道第12区の宗谷総合振興局所管区域となったが、両町の属する選挙区は、依然として従前同様となっている。

衆議院小選挙区の区割りには、通常10年ごとの大規模国勢調査の結果に基づき見直しが行われることから、次回の見直しは、平成32年の国勢調査の結果が出されるまで待たなければならない。

なければならず、両町の選挙区は、長期間にわたって改善されない状況が継続することとなる。

本来、選挙区は、地域住民の生活圏域や行政区域と一致しているべきであり、すでに北海道議会議員選挙区は改定されていることを鑑み、両町に係る選挙区の見直しが長期化することは、地域住民の一体感を著しく損ない、今後のまちづくりの推進に大きな影響を及ぼすことが深く憂慮されることから、一刻も早い改善が望まれる。

よって、国においては両町の地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と地域の実情を適切に反映する選挙の実施のため、衆議院小選挙区の区割りについて、早急に見直すように強く要望する。

・衆参両議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣にそれぞれ意見書を提出した。

一般質問

質問 1

Q

ほろみん号の祭日運行の考えは。

A

試験運行のため、祭日は運行しない。

質問 3

Q

時限立法である民間賃貸住宅制度を継続する考えは。

A

継続する考えである。



小関議員

質問 1

Q

幌加内―旭川間における公共交通路線として、H26年10月より、ほろみん号による無償試験運行が始まり、さらにH28年3月まで試験運行が延長され、住民にとっては、大きな恩恵を受けていると考える。

また、利用者アンケートで住民要望も高く、今後、国保病院の診療所への移行に伴い、二次医療圏への利用度が増加することが想像されるが、公共交通路線として確立すべきと考え、3点について伺う。

1点目、利用者の要望が高い「祭日運行」に取り組むことができないのか。

2点目、定期運行という路線構築に向けた取り組みはどのよう



ほろみん号

うに捉えているのか。

3点目、有償運行に向けた取り組みが、今後どのように考えているのか。

答弁

細川町長

A

上川圏域の交通公共機関といった開設が望まれ「ほろみん号」は、H26年10月1日～H27年9月30日までの間、実証試験として運行を行ってきた。

その後、実証試験検討委員会委員の意見、利用者アンケート調査などを踏まえ、ルートや運行時間を変更し、さらに期間を6ヶ月間延長して実証試験を行うこととした。

1点目の祭日運行について、あくまでも実証実験という枠の中で、土日も含め、大半の医療機関が閉鎖されているため、運行はしない。

2点目の定期運行に向けた取り組みと3点目の有償運行については、既存の深名線を運行す

再質問

Q

H28年3月以降、路線の現状が無償としてまだ継続されるのか、またこの協議会を持って、認定される状況が起きうるのか。

再答弁

細川町長

A 当町が上川管内との公的交通機関を運行すること

を了承した場合、正式に当局に申請して、許可が出るまで時間を要するが、3月以降は今の利用実態から急になくすことにはならないので、最低限、現状を維持していきたいと考えているが、財源の確保を含めて、慎重に進めていきたい。

質問 2

Q

本町の20～40歳男女の合計は396人、人口比約25%で結婚・子育て世代として本町の将来を担う、欠かすことのできない世代である。

来年に開設予定の特養老人施設における、介護人材確保事業規則、奨励金補助が盛り込まれたことは、移住、定住を促す施策は画期的であり、大いに評価しているが、町内在住で、すでに既存の介護施設に就労している方や、商工小規模事業所にも、奨励金補助が対象になるべきと考えるが。

答弁

細川町長

A 今回の介護人材確保事業は、全国的にも不足している介護職員、マンパワーの確保であるが、幌加内高校生が卒業後、ほぼ100%町外へ転出されるので、優秀な卒業生を幌加内町に定住するために、施策を企画した。

当然、既存の職員の方について議論したが、いろいろなバランスを考えながら、地方創生といったタイミングを考え、まずはシングルマザーの方のみ対象

で、移住をしていただく取り組みである。

また、商工の小規模事業者にも対応できないかとのことについては、目的のない単なる所得保障になってしまう危険性も含み、単に小規模の商工業者といっても、個人形態、個人事業者、事業の内容は当然、他の職とのバランス等も考えていった場合、制度設計がかなり難しく、いわゆる「ばらまき」に近い施策にもなりかねないため、拡充するつもりはない。



民間賃貸住宅

質問3

Q

すでに本町でも公営住宅、民間賃貸住宅も続々と建設され、入居状況もスムーズに利用されている。

介護職員の住宅の斡旋では、老朽な公営住宅も対象だが、快適な生活空間を楽しんでいたためにも、住環境の整備を急ぐべきではないのか。

また、民間賃貸住宅制度を継続すべきと考えるが。

答弁

A

民間賃貸住宅については、H25年度に1棟4戸、H26年度に1棟4戸、H27年度は2棟14戸が建設されており、このうち町が助成を行ったものが3棟12戸となっている。

当初の思惑以上に建設されたと感じており、建設いただいた事業者の皆さんには感謝している。

この制度は3年間の時限立法だが、民間の賃貸住宅が増加することは、公営住宅の戸数を抑制することができ、町の財政上も効果があると考えており、見直しに当たっては継続を考えている。

しかしながら、「定住」を考えたときは、やはり持ち家を奨励することが効果的であり、持ち家奨励事業の拡充を行いたいと考えている。

●議会事務局からのお願い●

議長宛の文書や案内状は、議長公務の日程を調整する必要がありますので、直接議会事務局へ送付願います。

(送付先)

〒074-0492

北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地

北海道雨竜郡幌加内町議会 事務局宛

一般質問

質問 1

Q 新総合事業で、現行サービスと利用者負担はどうなるのか。

A 現行相当サービスの維持に努めていく。



中川議員

質問 1

Q 新介護事業について3点お尋ねする。

1点目、要支援者の実態について、現在、要支援の認定を受けている人数と実際に通所介護サービス、訪問介護サービスを受けている人数はそれぞれ何人か。また、将来的に人数の増減はどのように予測しているのか。

2点目、「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」は既存の介護事業所が提供する「専門的サービス（現行相当サービス）」とボランティア等が行う「多様なサービス」に分かれる。移行にあたっては、最低限、町の基本的な考え方に基づかねばならず、私の考えでは、

イ）要支援者に対する、専門職による現行サービス

の維持をすること

ロ）利用者負担を増加させないこと

ハ）ボランティア等によるサービスは、現行サービスに追加される、新たなサービスに限ること

ニ）チェックリスト等による多様なサービス事業に振り分けを安易にしないこと、そのような条件が必要だと思う。これらの点について、基本的にどのように考えているのか。

3点目、新制度移行の事業者受け皿はどのように考え、準備はどの程度進んでいるのか。

答弁

細川町長

A

要支援が必要な認定者数は、11月末現在で、要支援1：23名、要支援2：12名の35名。そのうち、通所介護利用

利用者：12名、訪問介護利用者：10名、両方のサービスを受けている方が6名である。

要支援者の認定推計は、第6期介護保険事業計画で、国が作成したワークシートを利用しながら推計をしている。これによりH28年度で33名、H29年度で31名、H32年度で31名と見込んでいる。団塊の世代が75歳以上となるH37年度で28名と推計している。

また、全体の介護認定者について、1000名前後を推計し、要支援者は約30%を占めると推計している。

介護事業所が行う、現行相当サービスの維持では、通所介護、訪問介護について、財政措置的な観点からも総合事業にそのまま移行できると判断し、サービス維持に努めたい。

利用者の費用負担についても

同様に、現行相当サービスと変わらない負担となるよう検討をしている。

ボランティアなどが行うサービスについては、高齢者が寄り合えるサロン活動、声かけ、見守りなどが考えられるが、既存の介護事業者、行政が行うサービス提供を継続的に維持、強化することが現実的であると考え

る。

制度移行の時期は、H29年4月を予定している。現状は、H27年10月に地域包括ケア・地域支え合い体制づくりについて、社会福祉協議会、NPO法人よるべさなどを集め学習し、実際に本町で事業を実施する上で必要となる人材、団体の育成などグループワークがスタートした。今後は、総合事業の中心となる協議体をH28年度中に設置したいと考えている。

総合事業の移行については、支援・サービスを受ける利用者目線に立ち、介護認定者の推移、財政シミュレーション、これらを総合的に判断して、本町に見合う事業移行を目指す考えである。

再質問

Q

新総合事業の事業費の上限と負担について、原則、「前年度の実績」×「高齢者人口の伸び率」の範囲内で国庫負担も含めて、介護保険から別の財布に移すことだが、新たな事業を展開するにあたり、保険から外れて、国・道・町村の費用負担は基本的にどのような

になっているのか。

市町村が既存のサービスを必要と認めた場合には、専門的サービスを新たな利用者に対しても続行することは可能か。

新しいサービス事業を展開する事業者の関係では、新たなサービス事業体を新しい制度では必ず設置しなくてはならないものなのか。

再答弁

細川町長

A

新事業になった場合、配食サービスや電話サービスを新事業に取り組むことは可能である。

ただ取り組んだ場合には、介護保険の会計が膨らむことになり、応分のサービスを受ける方の自己負担が増えるということになる。

市町村としては、この上限額を上げてほしいとの要望をしているが、現行のサービスを維持するという形で、利用者負担を上げない、市町村の負担も上げないことを目指している。

新しい事業で団体等、必置性かどうかということに関しては、必ずしも必置性ではないと考えている。



一般質問

質問1

Q スクールバスの利用範囲の緩和の考えは。見直しの考えはない。



稲見議員

質問1

Q スクールバスの利用について、数人の生徒が市街から離れた場所に住みながらも、距離が短いとの理由で利用できない。今の時期、日没も早く、市街から離れば街灯の数は大幅に減り、天候が悪化すれば、下校中の生徒は大変危険な状態である。生徒が安全に登下校できるようスクールバスの利用を見直し、利用範囲の緩和が必要と考えるが。

答弁

児玉教育長

A 本町の乗車の基準について、国の基準に準拠し運行している。特別豪雪地域であることから小学生は2 km以上、中学生は3 km以上を対象にしている。

スクールバスは国庫補助事業



スクールバス

の「へき地児童生徒援助費等補助金」で購入しているため、目的外使用は認められていないのが現状である。市街地から外れた地域の街灯については、交差点や公共施設を除き防犯灯の位置づけになるので暗い場所について自治区長に相談し防犯灯の設置について考える必要がある。以上のことから、本町の地域性も考慮し運行している状況にあり、通学距離を短くするなど、利用範囲の見直しは考えていない。

★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、受付簿に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。

議会の
開催
時期

- ・第1回定例会 3月中旬
- ・第2回定例会 6月中旬～下旬
- ・第3回定例会 9月中旬
- ・第4回定例会 12月中旬～下旬

議会事務局/役場3階 ☎ 0165-35-2121 (内線373)

総務厚生常任委員会

所管事務調査報告

H27年7～12月までの6ヶ月間、総務厚生常任委員会所管事務調査として4項目調査した。

無償実証試験運行 (ほろみん号)

9月3日(木)午後1時30分から役場公民館3階の第一委員会室において、「無償実証試験運行(ほろみん号)」について」を調査した。

H26年10月～H27年9月を持って無償実証運行が終了する予定であったが、対象経路や運行時間の変更による実証運行として北海道の交付金を受けることが可能となり、H28年3月まで延長運行することが決定されるなどの説明を受けた。なお、将来的に有償運行を目指し、幌加内―旭川

間の公共交通の必要性や公共交通の整備に係る問題等を継続して協議していく。

病院再編

7月30日他4日間にわたり、町立病院から診療所への移行について、役場公民館3階の第一委員会室で担当部署との協議や東川町特別養護老人ホームを視察した。

現在、町立病院入院患者が特養施設へ移行した場合の負担に係る緩和措置並びに短期宿泊事業、介護サービス事業所におけるマンパワー確保のため介護人材確保事業について

説明を受け協議を行った。また、来年、開設される特養施設の運営主体となる寿光会との懇談会を設け、施設開設に向けたスケジュールの確認やスタッフの確保状況を含めた現状の課題・問題についての報告を受け、意見交換を行った。

11月11日には、特養施設開設先進地である東川町特別養護老人ホーム「羽衣園」の視察を行い、施設の管理・運営状況や運営における課題・問題、施設(民間)と行政の関わり方などについて説明を受けた。病院再編については、診療所、特養施設とも来春の開設となるため、引き続き調査を継続していく。



地方創生に合わせた まちづくり施策

7月30日、9月17日と役場公民館3階の第一委員会室において、「地方創生に合わせたまちづくり施策について」を調査した。

・幌加内町まち・ひと・しごと総合戦略(素案)について、人口減少と地域経済縮小の克服、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立に向けた戦略、理念として「安全で安心して住み続けられるまちづくり」計画期間はH27年度～31年度までの5年間とするもの。

・地域住民生活等緊急支援交付金について、地方創生先行型のタイプⅡで交付金上限額1千万円を受けるとの方針の説明を受けた。

ふるさと納税

11月11日(水)午後1時30分から東川町役場3階の委員会

室において、「ふるさと納税について」を調査した。

東川町ではふるさと納税制度を活用した株主制度を導入し、交流人口の増加や定住施策を展開している事例の説明を受けた。実例として、東川町は「写真のまち」として有名なことから

事業名：写真の町整備事業
目標金額：2億円

募集期間：H30年12月までの10年間で、現在3670万円が集まっている。

株主制度は目的を明確化し目標を設定することで、株主(納税者)へまちづくりに対する参加意識を持たせることにより、株主(納税)のリピートを誘導して行くものであり、開始から7年で純納税額が9500万円の実績である。



産建文教常任委員会

所管事務調査報告

H27年7～12月までの6ヶ月間、産建文教常任委員会所管事務調査として3項目調査した。

除雪体制整備

10月16日他2日間にわたり役場公民館3階の第一委員会室において、「除雪体制整備について」を調査した。

H26年5月開催時の全員協議会にて、当時の町長が今後の雪対策（道路除雪、生活除雪など）を検討するため、行政、民間業者、町民などで構成する「（仮称）雪対策協議会設置」提案に係る経過報告を受けるとともに、現状における直営路線と委託路線の除雪対応の格差は正や除雪出勤基準、連絡・情報共有体制などについて、協議を行った。

除雪を含めた雪対策については、本町の重要な課題であるため、今後も継続的に協議していく。

幌加内高校の運営

11月26日（木）午後1時00分から役場公民館3階の第一委員会室において、「幌加内高校の運営について」を調査した。

現状の課題及び改善策について、現在の3学期制から2学期制への導入予定や、4年生のみ対象の国内・海外実習にかかる補助金、また小・中・高のトイレの洋式化改修に向け、意見交換をした。

特に生徒の実態や対応状況など、現場の実情を知る良い機会となった。幌加内高校については、学校の存続を根本的に検討する時期であると思われる、今後も協議していく。



道道整備

10月16日（金）午前10時00分から役場2階第一研修室及び江丹別峠工事現場において、H27年度における「旭川幌加内線」の事業概要並びに本年度以降の工事計画の報告を受けるとともに、早期完成に向けた意見交換や要望を行った。事業概要説明等の後、本年度事業工区を視察した。



議会の様子がホームページで見ることができます！

この度、議会ホームページを開設することとなりました。議員の活動や広報などを随時掲載していきますのでよろしくお願いします。議会ページは町ホームページから見るすることができます。

～決算特別委員会～

平成26年度決算審査…全て認定！

平成27年度第3回定例会において「決算審査特別委員会」に付託された、一般会計をはじめ各特別会計、並びに病院事業会計までの26年度決算は、それぞれ厳正に行った結果、全ての決算は認定すべきと決定しました。

委員会での質疑を抜粋し、次のとおりお知らせいたします。

- ・ 決算審査日 平成27年10月26～29日（4日間）
- ・ 特別委員会委員 議員7名（議長、議選監査を除く）

一般会計

企画費

中川議員

Q 講師謝礼について、前町長時代にそばアドバイザーの委嘱を行ったが、具体的に講演やその他の報償費はどのような契約になっているのか。

地域振興室長

A アドバイザーや大使は、H26年3月31日までの契約である。昨年までアドバイザー6名、大使3名は、本年、町長が交代したということもあり、一度白紙に戻している。

今後、改めて委嘱を考えた。報償費の内訳は、全麵協の中谷氏にアドバイザーを委嘱し5万7800円。大使の清野百香氏に12万2240円、その他に料理講習会に要する分が6万9300円という内訳になっている。

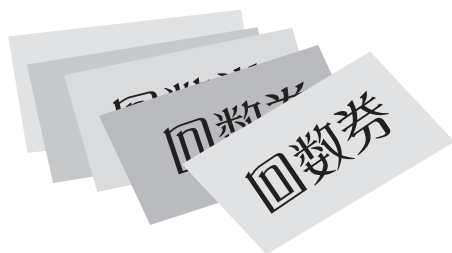
地域振興費

稲見議員

Q 路線バス回数券1461枚の購入実績があるが、どのように販売されているのか。

住民課長

A 町がJRバスから回数券を購入し、65歳以上の方や幌加内高校生に1千円分の利用券を800円で販売している。



田丸議員

Q 母子里地域交流拠点施設備品購入費に関して、コンテナを購入し、その中でカフェの運営をしているが、将来的な成果はどのように考えているのか。

総務課長

A

母子里に職場を作ることで、移住者を増やす狙いがある。ただカフェだけでは年間収入が少ないので、自治区で運営している水道の維持管理なども含めて、1人でも多く移り住んでもらえる自治区にしていきたいと考える。



コンテナハウスカフェ

環境衛生費

小関議員

Q

廃屋撤去促進事業補助金に関して、4件で200万円の予算だが、審査がどの程度、対象物件に対して4件だったのか。

住民課主幹

A

申請件数が4件で、審査の基準は審査表を元に、総合点を100点以上のものを廃屋撤去の対象とし、4件とも100点以上であるため、対象になり補助金を交付した。

農業振興費

市村議員

Q

農業振興地域整備計画作成業務委託料はどのような中身になっているのか。

A

産業課長

農業振興地域整備計画とは、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための町が定める総合的な農業振興の計画である。現在、紙ベースで随時更新をしながら続いているが、国や道からの指導があり、パソコンで管理ができるよう、H26年度から航空写真や農地判別、地番等をデータ化するため3年計画に見直しH28年度で完了する予定である。

水産業振興費

春名議員

Q

淡水魚ふ化放流事業補助金に関して、朱鞠内の淡水漁業の根幹を成す要素だと考える。町として、わかさぎ釣りも含めて、今後どのような将来を考えているのか。

A

産業課長

朱鞠内湖淡水漁業協同組合では、ワカサギのふ化事業を将来約3億万粒の放流を計画している。町の計画でもふ化事業を推進していくと考えている。

観光費

市村議員

Q

ほろかない振興公社運営補助金に関して、H25年度が4千万円ほど、H26年度が3300万円ほどの補助に対し、道の駅、温泉の管理がしっかりと管理されていない状況である。

これ以上管理ができないようであれば、別な方向も検討する余地はないのか。

A

産業課長

現状、振興公社の従業員が十数名いるが、人数不足のため、なかなか目が行き届いていないことが現状であり、昨年度も、景観については、町外からも苦情が来ている報告を受けている。従業員が足りないのなら、足りないのの手当てをすべきではないかとの考えである。しかし、従業員を募集するが雇用に応募してくる方がいないという現実もある。企業努力や町の指導として従業員確保は必要なことだと思いい、行政としても従業員の確保に力を入れていきたいと思う。しかし温泉部門等について、そ

ばの加工センターと切り離して管理する考えはなく、あくまでもセツトで委託していく考えである。



政和温泉

道路橋梁維持費

市村議員

Q

道路維持除雪運転手賃金について、H23年度からH26年度まで、基本的な給与は月額で決められているが、これの給与は上がっているのか。

A

建設課長

賃金について、役場総務課で一括して管理している。最低賃金等の改定があり、そのたび最低賃金を上げることにより、一部、月額賃金等にも影響がある部分については、金額を上げてきている。

市村議員

Q 町道除雪業務について、直営と基礎集落は別にして、業者への委託を3社で実施し、総距離が85km、そのうち1社が43kmを請け負っている。他の2社は10km程度で、直営が20km程度。半分の予算が1社に渡っている状態だが、直営と委託の除雪の状況にも差がありすぎるという批判がある。1社に対してあまりにも路線が長すぎるのではないか。負担が大きすぎて、十分な除雪ができないのではないか。

A 委託するからには、直営と同じように除雪していただくことで考えている。H27年度は、実際に除雪の現場担当者と話しを詰め、当町の除雪センター長とも一緒に連携体制をしっかりととり、直営のところは出動して、他のところは出動しないよううながさないように指導する。合わせて、延長が長いという部分も確かにあるが、今後、それが多くて手が回らないということであれば、分散して、実際の除雪体制の状態が一番いい形になるように配分も考えてい

かなければならない。

追加質問 市村議員

Q 除雪費に関する総額費用で、H26年度は8100万円、直営を合わせた約1億円の費用である。1億円の半分の5千万が1社に渡り、それだけ、1社に負担をかけている。1社が委託の半分のキ口数を除雪し、その業者に無理をかけるばかりではなく、町民が困っているということを理解していただきたい。

A 実際には、その業者の持っている能力、機械の保有している台数や種類、それぞれ事業を請けている北海道の道路除雪、国の道路除雪などの側面も勘案して、延長もある程度、配分をしていたということが今までの経緯で、ある程度に適っているところなのかと思う。ただ1社に負担をかけて、満足な除雪ができていないのではないかと言われるところについては、検証していない。もしそうだとしたら見直していく必要がある。



住宅管理費

Q 修繕料について、公営住宅の屋根等々の改修費、補修費について、現状、賃貸住宅の建設が見受けられる中で、毎年、これだけの経費を要するののか、今後の状況も含めて、修繕費がかさむことも想定されるがどのように認識しているのか。

小関議員



住民課長

A H26年度は、修理費が580万円と多額になったが、長年住まわれた方が退去し、1箇所の修繕費が高い年になった。常に必要最低限の修繕しかしていないが、通常以上に修理に要したことで高額になったことでご理解をいただきたい。

教育振興費

小関議員

Q 毎年、幌加内高校は、全国高校生そば打ち選手権大会に出場しているが、応援団の経費も支出されているのか。

教育次長

A 応援団の経費の支出はしていない。教員は付き添いで行っているもので、その補助金として支出している。

寄宿舎費

春名議員

Q 調理業務委託料に関して、寮の賄いの部分でいろいろな問題があったと思うが、どのように改善されたのか。

教育次長

A H26年までは、富士産業株式会社が請負をしていたが、H27年度からは株式会社魚国総本社に調理業務を委託している。土日はバイキング形式で食事を出すなど、順調に稼働している。

追加質問 小関議員

Q 地元で調達できる食材は多くはないと思うが、どの程度の比率で使用しているのか。

教育次長

A 現在は業者が仕入をしている状況で、こちらから強制はできない。極力、地産地消での対応となるよう、協議していきたい。

歳入

町税

中川議員

Q 収入未済額の固定資産税が非常に多額になっている原因は。

総務課長

A 牧場が倒産したことにより、未済になっていることが大きな要因である。

小関議員

Q 滞納額の納入について、期限の限度がどの程度あり、どのような取り組みをされているか。

総務課長

A 期限は特別に設けていないが、滞納を徴収するにあたり、一度に払われない方や多額になるような方もいる。その部分については個別に対応し、分納により納めてもらうようにしている。

簡易水道事業特別会計

春名議員

Q 簡易水道事業会計は6千万円ほどの予算で、水道の使用料が2200万円、繰入金が3800万円で運営している。

建設課長

A 人口が減る中で、使用料が減れば、繰入金を増やし採算を合わせていくのか、使用料を上げる考えはあるのか。

国民健康保険特別会計

中川議員

Q H26年度末に収納未済額が出ているが、短期証や資格証の発行はどの程度あるのか。

住民課長

A 本年度は、3ヶ月の短期証の発行が、1世帯2名の実績となっている。

奨学資金特別会計

小関議員

Q 学校を卒業すると、奨学資金を返還しないと、奨学資金を返還しないといかないが、昨年度等、返還が滞ることについて、相談があったのか。

教育次長

A 過去についても、相談は特にない。滞納分についても、一括で返還が難しいのであれば、分割での返還等に対応してきている。

わたしの一言



商工会青年部
部長 阿部 伸啓さん

降る場所がありますが、日本の場合は人が住んでいる場所に猛烈に雪が降ります。言い換えれば、猛烈に雪が降る場所でありながらも、その土地に愛着があるからこそ雪と共に生活をしてきているものと考えます。

1月31日現在、幌加内の積雪量は166cm、朱鞠内では192cmとなり、青森県酸ヶ湯に続き、全国で2番目の積雪量となるそうです。累計降雪量にすると幌加内で634cm、朱鞠内で747cmとなり、こちらは全国で1位のようなです。

今年は、青森県よりも累計降雪量が多いことから、地球上で一番雪の多い町は幌加内町と言っても過言ではない…ということになってしまっています。まったく必要のない世界一ですが、私も冬季間は除雪業務に従事していますので、除雪に係る業者の立場としては大変助かる恵みの雪でもあります。

日本国内で最大の豪雪地帯と言われているのは、青森県、新潟県とも言われますが、世界一の豪雪都市と言われるのも青森市、100万人規模の都市では札幌市のようです。

除雪シーズンも残りわずかとなり、心身ともに疲れ果てていますが、あともう少しの間、がんばりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これまで雪深い国と言えば、カナダやロシアと思っていましたが、実は、新潟県や青森県、札幌市、幌加内町の方が、多くの雪が降る豪雪地帯だそうです。

また、商工会青年部の本年度の事業として、夏にビールパーティーなどを計画しており、町民の皆様を楽しんでいただけるよう取り組みますので、ご協力とご参加をお待ちしています。

数字だけで言うなら世界の秘境、奥地で日本以上に雪が

印刷 株式会社須田製版